

令和3年度 組織改革（案）について

前回の組織改革は、平成20年度、財政再建を念頭に「市民サービスの向上及び業務量に見合ったスリムで効率的な行政運営」を目標に掲げ行われました。

今回の組織改革は、前回から12年が経過し、人口減少や少子高齢化が進行する中、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などに的確に対応できる組織体制を構築する必要があり、市長のリーダーシップのもと、下記の基本的な考え方、具体的な取組方向に沿った組織改革を令和3年4月に行うものであります。

1 基本的な考え方

- (1) 時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり
- (2) 人口規模、財政規模に見合った組織づくり
- (3) 公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくり

2 具体的な取組方向

- (1) 子育て支援の強化
- (2) ワンストップ相談窓口の設置など市民ニーズへの対応
- (3) 類似事業や関連性のある業務の集約(所管部署の見直し)

3 部の編成

福祉部と医療保険部を廃止し、(仮称)こども未来部と(仮称)福祉保険部を新設します。

(1) (仮称)こども未来部の新設

子育て支援の強化を図るため、福祉部子育て支援室とこども発達支援センターのほか、保健所の子育て世代包括支援センター業務や小児の予防接種業務、医療保険部のこども・ひとり親医療費等業務など、こども、子育てに関する業務を集約し(仮称)こども未来部を新設します。

保健所の子育て包括支援センターを含む子育て支援グループとこども福祉課の相談支援係を合わせて新設する(仮称)こども家庭課に、子育てに関する様々な相談に対応できる総合窓口を開設します。

(2) (仮称)福祉保険部の新設

福祉部(子育て支援室とこども発達支援センターを除く)と医療保険部(こども・ひとり親医療費等業務を除く)を統合・再編し、(仮称)福祉保険部を新設します。

部内に福祉部相談室と生活サポートセンター、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課地域支援事業係を統合した(仮称)福祉総合相談室を新設し、福祉の総合相談窓口を開設します。

***現時点での部・室・課の体制など(案)は、参考資料のとおりです。**